

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年11月 1日～令和 9年10月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行い、子どもの出生時における育児休業の取得を促進し、職場生活と家庭生活の両立を図る。

＜対策＞

- 令和 4年11月～ 相談窓口の設置
- 令和 6年 5月～ 相談窓口で提供する情報の確認、見直し

目標2：全従業員を対象とした育児休業の取得率を50%以上とする。

＜対策＞

- 令和 7年 5月～ 育児休業取得率の確認と、未取得者の理由把握
- 平成 8年 5月～ 育児休業対象者への積極的な情報提供と取得促進